

令和6年度 建設業法等研修会

- (1) 建設業法等の改正について
- (2) 税務署の受付印の廃止について

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

(1) 建設業法等の改正について

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像			
<p>インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正</p>			
		<p>議員立法 公共工事品質確保法等の改正</p>	
		<p>政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正</p>	
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● I C T活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● I C T指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入） 	<p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年6月14日公布(令和6年法律第49号)

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業[※] 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
 全産業 494万円/年 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) → [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値
 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年)

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を**禁止**

➡国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡**特定建設業者**※や**公共工事受注者**に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
 ➔ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始
 2024年4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

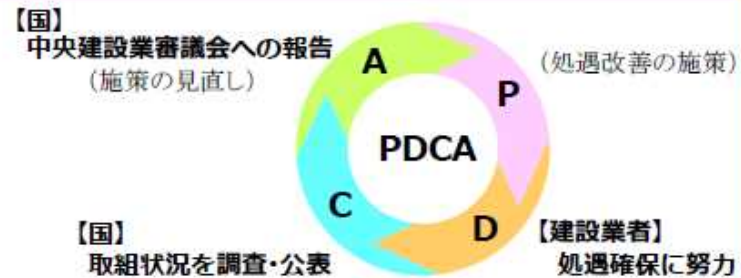
【「新4K」の実現】
 給与がよい
 休日がとれる
 希望がもてる
 + カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

1. 処遇改善

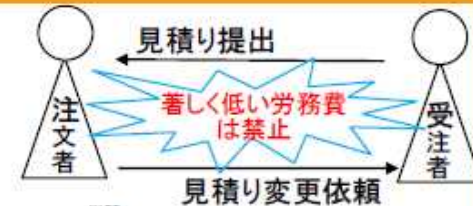
(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
- ➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**
- **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの
- ➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表** (違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止** (現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に**努力**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- | | | |
|----|--------|-----|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% |
| 2位 | 休日出勤 | 24% |
| 3位 | 早出や残業 | 17% |
- 4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

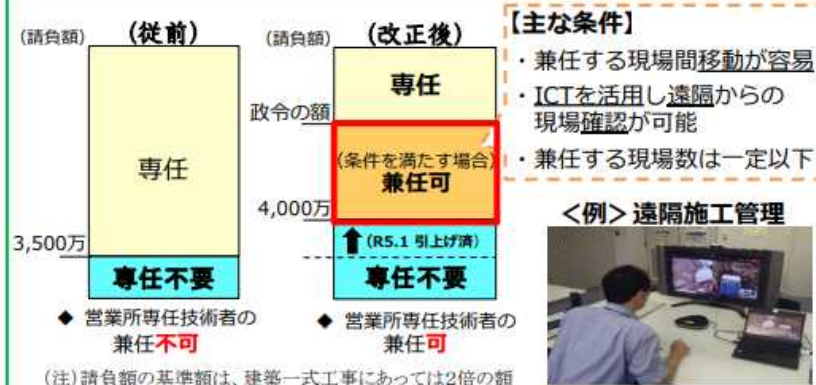
契約後

- 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

◇建設業法の一部改正関係

(建設工事の請負契約の内容)

- ・ 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加 (第19条第1項関係)
- ・ 不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止 (第19条の3第2項関係)
- ・ 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止 (第19条の5第2項関係)

(建設工事の見積り等)

- ・ 著しく低い額による建設工事の見積り等の禁止等 (第20条関係)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

- ・ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等 (第20条の2関係)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

- ・ 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務 (第25条の27第2項関係)
- ・ 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保 (第25条の28関係)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- ・ 監理技術者等の選任義務の合理化 (第26条第3項関係)
- ・ 営業所技術者等に関する管理技術者等の職務の特例 (第26条の5関係)

(国土交通大臣による調査等)

- ・ 建設工事の労務費に関する基準の作成等 (第40条の4関係)
- ・ 国土交通大臣による調査等 (第40条の4関係)

(2) 税務署の受付印の廃止について

↓ 国税庁ホームページより抜粋

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和6年1月4日

(概要)

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。**

※ 対象となる「申告書等」とは、 国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。

建設業許可申請時の確認書類

現 状：税務署の受付印が押印されていることが必要。

今 後：**令和7年1月以降**に税務署に提出された申告書については税務署の受付印なしでも受け付けることとします。

※ e-Tax をご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。